

1	北海道北見北斗高等学校	全日制	普通科	29
---	-------------	-----	-----	----

平成 29 年度 高等学校における特別支援教育推進のための拠点校事業 実施報告書（成果報告書）（要約）

1 研究開発課題

「重度の肢体不自由により特別な教育的支援を必要とする生徒の自立や社会参加に必要な知識・技能等を育成するための指導及び評価方法等に関する研究」

2 研究の概要

本研究では、近隣の特別支援学校や中学校と連携し、肢体不自由による学習上または生活上の困難のある生徒を対象として、進路実現を目指すキャリア教育の充実を目的として通級による指導を週 3 時間程度設定し、自立活動の指導を行う。

特に、[1]指導内容・方法及び評価方法、[2]特別支援教育に関する教員の専門性の向上、[3]進路選択・決定に係る支援 について研究を行う。

3 研究の目的と仮説等

(1) 研究開始時の現状分析と研究の目的

① 現状の分析

地域の小・中学校の特別支援学級には、発達障がいのみならず、肢体不自由の児童生徒が多数在籍している。

北海道には肢体不自由の高等養護学校が岩見沢市に 1 校のみ設置されているが、北見市から岩見沢市までの距離は 250km 以上あり、自家用車での移動に 4 時間以上かかるため、肢体不自由の高等養護学校への進学をあきらめざるを得ない状況である。こうしたことから、北見市周辺の地域では、肢体不自由の高等養護学校の設置、または高等学校における特別支援教育の充実が強く望まれている。

【研究指定校の状況】

本校は、北海道東部オホーツク管内北見市に位置しており、創立 95 周年を迎える歴史と伝統ある地域の進学校であり、キャリア教育を土台とした進学指導を重視するとともに、学校行事や部活動にも積極的に取り組む文武両道の学校である。

平成 28 年度 3 学年には、軽度の肢体不自由の生徒が在籍していた。平成 29 年度には全介助を必要とする肢体不自由の生徒が入学し、代筆等の学習支援だけでなく、排泄や食事の介助など学校生活においても支援が必要であることから、教育課程の編成や支援体制の在り方など校内体制の整備が急務となっている。

② 研究の目的

このような状況を踏まえ、本研究では、重度の肢体不自由により特別な教育的支援を必要とする生徒の自立や社会参加に必要な知識・技能等を育成するため、中学校における指導を引き継ぐとともに、自立活動の指導を放課後の時間帯に週 3 時間設定し、単位認定することとした。また、生徒への指導に当たっては、外部の専門家を活用はもとより、特別支援学校からの指導担当教員及び特別支援教育支援員を配置し、特別な教育的支援を必要とする生徒への指導の充実を図ることとした。

(2) 研究仮説

通級による指導を週3時間設定し、自立活動の指導を行うことにより対象生徒が進路選択の幅を広げ、自らの進路実現に向けて前向きに取り組むことができるようになる。

なお、対象生徒への指導については個別の指導計画を作成し、通級による指導を担当する教員及び特別支援教育支援員、ホームルーム担任、各教科担任、当該生徒、保護者が共通理解の下、取組を行うことができるように配慮する。

(3) 必要となる教育課程の特例

対象生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・進行性の神経筋疾患により四肢に重度の障がいがある生徒1名が対象。 ・筆記に時間がかかり、長時間の筆記は筋力的に困難であるため代筆等の支援が必要であるが、合理的な配慮を行えば通常の授業におおむね参加することが可能である。 ・青年期における人間関係の形成、自己マネージメント、パソコンや様々なスイッチ器具を活用して自己発信する力を身に付けていく必要がある。 	
教育課程の特例の内容	指導内容	授業時間数・単位数等
<p>「自立活動」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導として対象生徒に対し自立活動を履修できることとする。 ・1年生4月は実態把握を行い、5月から放課後週3単位時間実施する。 ・放課後の時間帯に84単位時間実施する。 ・長期休業中に9単位時間実施する。 ・生徒会活動について、身体的な制約から活動が難しい内容も多い。そのため全51単位時間中12単位時間を自立活動の時間として取り扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画を活用し、切れ目のない系統的な指導内容に配慮しながら、個別の指導計画、年間指導計画を作成・実践・評価を行う。 ・重度の肢体不自由により特別な教育的支援を必要とする生徒の自立や社会参加に必要な知識・技能等を通級指導教室での「自立活動」を通して育成する。 ・障がいによる学習上または生活上の困難を改善克服し、卒業後の進路希望を実現するためにコミュニケーションスキルやICT機器を活用する力を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年105単位時間を実施し、8割以上の出席で履修を認める。 ・各学年3単位の修得を認める。 ・修得した単位は卒業単位に含めることとする。

(4) 研究成果の評価方法

- ① 協議の場等における授業評価の分析
- ② 定期考査及び模擬試験等の結果の分析
- ③ 保護者への定期的な面談による意識調査とその分析

4 研究の経過等

(1) 取組の内容

4月	<p>校内実施体制の整備及び職員への周知徹底 通級による指導の対象となる生徒の保護者への説明 第1回校内委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容及び研究の説明 ・役割の確認 <p>第1回校内研修「特別支援教育の必要性と特別な配慮を必要とする生徒の対応について」</p>
----	--

5月	定期的な面談の実施 生徒の実態把握及び個別の指導計画の作成 ・中学校からの引き継ぎ、諸調査等の活用 ・特別支援学校教員等の外部人材を活用した観察（自立活動教諭を含む） ・通級による指導開始
6月	定期的な面談の実施 第1回協議の場の開催 ・構成員紹介 ・事業内容及び研究の説明 第2回校内研修 「特別な支援を必要とする生徒への学習支援の在り方と高等学校における通級指導の課題」 研修会「重度肢体不自由生徒の通級指導について」
7月	定期的な面談の実施 道内外先進校視察 第2回校内委員会 ・個別の指導計画等による該当生徒の状況の確認 ・研究の進捗状況の確認
8月	定期的な面談の実施
9月	定期的な面談の実施 第3回校内研修「本校における教育的支援を必要とする生徒に関する事例研究」 第3回校内委員会 ・個別の指導計画等による該当生徒の状況の確認 ・研究の進捗状況の確認
10月	定期的な面談の実施 第2回協議の場の開催 ・個別の指導計画等による該当生徒の状況の説明 ・研究概要の進捗状況の報告 ・研究推進に係る指導助言
11月	定期的な面談の実施
12月	定期的な面談の実施
1月	定期的な面談の実施 第4回校内研修「高等学校における通級の指導の実施について」 第3回協議の場の開催 ・個別の指導計画等による該当生徒の状況の説明 ・研究のまとめ及び次年度に向けた指導助言
2月	定期的な面談の実施 第4回校内委員会 ・個別の指導計画等による該当生徒の状況の確認 ・研究の進捗状況の確認
3月	定期的な面談の実施 第5回校内委員会 ・研究のまとめの作成 ・次年度に向けた計画の作成 学校ホームページへの掲載

(2) 評価に関する取組

平成30年度から制度化される高等学校における通級の指導の実施についての情報共有、対象生徒の指導方法の提案・助言、本研究の進捗状況の報告・評価について3回の協議の場を設け、本研究の一助とした。

① 「協議の場」 構成員

近隣中学校長、特別支援学校長、特別支援学校コーディネーター、P T
北海道教育庁学校教育局高校教育課普通教育指導グループ主査
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ主査
特別支援教育センター教育課主査
オホーツク教育局教育支援課高等学校教育指導班主査
オホーツク教育局教育支援課義務教育指導班指導主事
本校校長、教頭、教務主任、HR担任、特別支援教育支援員、通級指導担当者

② 「協議の場」 内容

ア 第1回協議の場

(ア) 平成29年度「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業」
について

- ・計画の全体説明

(イ) 通級対象の生徒の様子について

- ・生徒の障がいの状況 ・通常学級での授業の様子 ・中間試験の様子

(ウ) 自立活動の指導計画について

- ・通級による指導の計画

イ 第2回協議の場

(ア) 通級による指導内容について

- ・音声入力の様子

- ・マネジメントシートを活用した生徒会活動の参加の様子について

(イ) 必要とされる合理的な配慮

- ・各授業における合理的配慮

(ウ) 各機関との連携の状況

- ・北海道八雲養護学校 ・北海道北見支援学校 ・北見赤十字病院

ウ 第3回協議の場

(ア) 自立活動について

- ・自立活動の指導内容、評価

- ・自立活動の実施状況

(イ) 高校における通級制度化に向けて

- ・通級による指導の対象生徒決定までのプロセスの検討

5 研究開発の成果

(1) 実施による効果

① 通級による指導についての理解

通級による指導は小・中学校では実施されているが、高等学校での実施については前例が極めて少ない。そのため、どのように押さえ、どのように進めていくかについて通級担当者が研修し、以下のように職員への還流を行った。

- 1 生徒の障がいの状況について
 - (1) 診断名、中学校（肢体不自由特別支援学級）での対応の方法
 - (2) 高校生活における合理的配慮の必要性和協力の依頼
- 2 高等学校における通級の指導の制度化について
 - (1) 自立活動という領域についての説明
 - (2) 高等学校における通級による指導の教育課程の考え方についての説明
(高等学校における「通級による指導」の導入について：2016 文部科学省)
 - (3) 対象生徒の通級による指導の実施計画と指導内容

4月の早い段階で、本校職員に対して対象生徒の実態と通級による指導の基本的な考え方について研修を実施した。

このことによって、通級担当者についても通級による指導のメリットと現段階での課題、制約などへの理解を深めることができた。

② 通級担当者の専門性の向上

特別支援学校での勤務経験者が通級担当として配置された。そのことによって、特別支援教育の基本的な手順を踏みながら、高等学校で行う通級による指導について実践を行うことができた。また、特別支援学校との連携もスムーズに行うことができた。

③ 通級対象生徒への効果

ア 生徒の意識の変容

中学校までにPC入力の学習機会はあったが、支援者に支援してもらう方が早く思いどおりに操作できるという意識が働き、本人が必要を感じて学習することが難しかった。しかし、高校生というライフステージを迎え、社会的自立を意識し、その必要性を本人自身が感じ取ることができるようになってきた。この本人の意識の変化により、自立活動におけるPC入力について目的意識をもって活動することが可能となった。

イ 自己マネジメント

(ア) スケジュールリング

毎日の日課の中で、小テストがあったり移動教室があったりと休み時間も体や頭を休める時間はあまりない。そのため、朝読書やSHR終了後の短時間で今日1日の流れや授業への参加の仕方、移動教室の有無などについて確認する時間を設けた。

入学当初は学校生活への見通しが持てず、通級担当者から示された1日の動き方に沿って活動していたが、スケジュールリングの時間を毎日短時間設定することで、次の授業は小テストがあるので休み時間は単語帳を確認してほしい、2校時と3校時の間に車いすを寝かせる形にしてほしいなど1日のスケジュールや支援の要望を自分で考えることができるようになってきた。